

商工業者のための 支援事業のあらまし

【平成28年度】



福島市商工観光部

目 次

【支援事業の紹介】

1 融資を受けたい

- ①中小企業一般融資（一般枠）……………1
- ②中小企業一般融資（震災特別枠）……………1
- ③中小企業小口融資（一般枠）……………2
- ④中小企業小口融資（震災特別枠）……………2
- ⑤組織資金融資……………3

2 空き店舗を活用したい

- ①商店街空き店舗対策（空き店舗賃借料補助）……………4
- ②大型空き店舗対策（空き店舗賃借料補助）……………5

3 創業したい

- ①創業融資利子補給……………6

4 組合で活動をしたい

- ①中小企業の組織化に対する補助……………7
- ②商店街共同施設設置事業に対する補助……………7

5 イベントを行いたい

- ①商店街等活性化イベント推進事業補助……………8
- ②コンベンション開催事業補助……………9

6 人材の育成を行いたい

- ①事業者等人材育成支援……………10
- ②人材育成支援……………11

7 課題・問題を解決したい

- ①産学連携による共同研究・委託研究支援……………12

8 新しい事業に取り組みたい

- ①新製品・新技術開発支援……………13
- ②再生可能エネルギー等産業創出支援……………14
- ③医療福祉機器等産業創出支援……………15

9 企業のPRをしたい

- ①商業者等販路拡大支援……………16
- ②展示会出展・販路拡大支援……………17
- ③企業PR活動の支援……………18

10 工業団地等に立地したい

- ①工業団地への立地に関する助成……………20
- ②工業団地以外（民有地）への立地に関する助成……………21

11 オフィス等を借りて操業したい

- ①オフィス等賃借の場合の助成……………22

12 震災および福島第一原子力発電所事故に関する対策

- ①ふくしま産業復興投資促進特区（福島第2号）……………23
- ②加工食品の放射能測定……………24
- ③簡易放射線量測定器の貸出……………24

【施設の紹介】

13 コラッセふくしまと福島市産業交流プラザ

- ①コラッセふくしまの概要……………25
- ②福島市産業交流プラザではこんなことをしています……………26
- ③コーディネーターの活動……………27

1 融資を受けたい

①中小企業一般融資（一般枠）

融資の対象	原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税を納入している中小企業者（信用保証協会対象業種）	
融資の条件	用途	運転 設備
	限度額	・運転、設備 1企業 2,000万円以内
	期間	・運転 10年以内 ・設備 15年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める （1年以内の据置を認める）
	利率（固定）	貸付期間 ・ 5年以内のとき 年利2.1%以内（固定） ・ 5年超10年以内のとき 年利2.2%以内（固定） ・ 10年超15年以内のとき 年利2.6%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す 保証料（100分の50補助、ただし50万円限度）
	保証人および担保	法人等：保証人1名以上、必要により担保要求 個人：必要により保証人、担保要求
申込窓口	東邦銀行 福島銀行 大東銀行 福島信用金庫 秋田銀行 七十七銀行 常陽銀行 荘内銀行 北日本銀行 きらやか銀行 みずほ銀行 商工信用組合 商工組合中央金庫	
申込時期	随時	
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720	

②中小企業一般融資（震災特別枠）

融資の対象	平成23年東日本大震災または福島第一原子力発電所事故により事業活動に影響を受け、原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、市税を納入している中小企業者で、次のいずれかに該当するもの 1 事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの 2 最近3ヶ月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの(信用保証協会対象業種)	
融資の条件	用途	運転 設備
	限度額	・運転、設備 1企業 3,000万円以内
	期間	・運転、設備 10年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める （2年以内の据置を認める）
	利率	年利1.7%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す 保証料（100分の50補助、ただし50万円限度）
	保証人および担保	法人等：保証人1名以上、必要により担保要求 個人：必要により保証人、担保要求
申込窓口	東邦銀行 福島銀行 大東銀行 福島信用金庫 秋田銀行 七十七銀行 常陽銀行 荘内銀行 北日本銀行 きらやか銀行 みずほ銀行 商工信用組合 商工組合中央金庫	
申込時期	市の指定する金融機関に平成29年3月31日までに融資申し込み完了とする。	
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720	

③中小企業小口融資（一般枠）

融資の対象	原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税を納入し、従業員20人以下（商業またはサービス業5人以下）の中小企業者（信用保証協会対象業種）	
融資の条件	用途	運転 設備
	限度額	・運転、設備 1企業 500万円以内
	期間	・運転、設備 5年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める（1年以内の据置を認める）
	利率（固定）	年利2.4%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	原則として不要
	保証人および担保	法人等：保証人1名以上、必要により担保要求 個人：必要により保証人、担保要求
申込窓口	東邦銀行 福島銀行 大東銀行 福島信用金庫 商工信用組合	
申込時期	随時	
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720	

④中小企業小口融資（震災特別枠）

融資の対象	平成23年東日本大震災または福島第一原子力発電所事故により事業活動に影響を受け、原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営みかつ市税を納入し、従業員20人以下（商業またはサービス業5人以下）の中小企業者で、次のいずれかに該当するもの 1 事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの 2 最近3ヶ月間の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの。（信用保証協会対象業種）	
融資の条件	用途	運転 設備
	限度額	・運転、設備 1企業 300万円以内
	期間	・運転、設備 5年以内
	返済方法	分割、返済期間1年以内の場合一括も認める（2年以内の据置を認める）
	利率（固定）	年利2.0%以内（固定）
	信用保証協会の保証の要否	原則として不要
	保証人および担保	法人等：保証人1名以上、必要により担保要求 個人：必要により保証人、担保要求
申込窓口	東邦銀行 福島銀行 大東銀行 福島信用金庫 商工信用組合	
申込時期	市の指定する金融機関に平成29年3月31日までに融資申し込み完了とする。	
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720	

2 空き店舗を活用したい

① 商店街空き店舗対策（空き店舗賃借料補助）

事業の概要	商店街の空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する場合の賃借料の一部を補助する。																																				
対象者（事業主体）	商店街振興組合 事業協同組合 任意商店会 商工会 商工会議所 街づくり会社 NPO（特定非営利活動法人） ※NPOについては、地元商店街と連携して実施することが確実な場合のみ																																				
補助金の額・補助率等	<p>① 中心市街地等の新規創業者による店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>5/6以内</td> <td>7/12以内</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">300万円（月25万円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 中心市街地等の一般店舗及びその他地域の新規創業者による店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>2/3以内</td> <td>1/2以内</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">240万円（月20万円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ その他地域の一般店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2以内</td> <td>1/3以内</td> <td>1/6以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">180万円（月15万円）</td> </tr> </tbody> </table>		1年目	2年目	3年目	補助率	5/6以内	7/12以内	1/3以内	限度額	300万円（月25万円）				1年目	2年目	3年目	補助率	2/3以内	1/2以内	1/3以内	限度額	240万円（月20万円）				1年目	2年目	3年目	補助率	1/2以内	1/3以内	1/6以内	限度額	180万円（月15万円）		
	1年目	2年目	3年目																																		
補助率	5/6以内	7/12以内	1/3以内																																		
限度額	300万円（月25万円）																																				
	1年目	2年目	3年目																																		
補助率	2/3以内	1/2以内	1/3以内																																		
限度額	240万円（月20万円）																																				
	1年目	2年目	3年目																																		
補助率	1/2以内	1/3以内	1/6以内																																		
限度額	180万円（月15万円）																																				
対象経費	空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する施設に活用する場合の賃借料（※店舗は商店街が必要と認めた業種とする。）																																				
対象事業期間	最長3年間 ただし、継続事業であっても、交付決定は単年度ごとに行うこととする。																																				
申請方法	申請先：商業労政課 商業振興係																																				
補助金交付の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街区の中に存在し、1年以上の賃貸借契約が締結されること。 ・ 中心市街地等とは市の認定中心市街地活性化基本計画で定めている中心市街地内及び商業まちづくり基本構想に位置づけられた誘導地域とする。 																																				
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720																																				

②大型空き店舗対策（空き店舗賃借料補助）

事業の概要	中心市街地の商業地域内にある大型空き店舗を、集客力向上のための店舗、その他賑わいの創出に寄与する施設として活用する場合の賃貸料の一部を補助する。																		
対象者（事業主体）	商工会 商工会議所 特定会社 一般社団法人等																		
補助金の額・補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>2/3以内</td> <td>1/2以内</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td colspan="3">1,920万円（月160万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				1年目	2年目	3年目	補助率	2/3以内	1/2以内	1/3以内	限度額	1,920万円（月160万円）						
	1年目	2年目	3年目																
補助率	2/3以内	1/2以内	1/3以内																
限度額	1,920万円（月160万円）																		
対象経費	大型空き店舗を店舗、その他中心市街地の魅力向上に寄与する施設に活用する場合の賃借料（※店舗等は市が必要と認めた業種とする。）																		
対象事業期間	最長3年間 ただし、継続事業であっても、交付決定は単年度ごとに行うこととする。																		
申請方法	申請先：商業労政課 商業振興係																		
補助金交付の条件等	中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地であって、都市計画法上の用途地域が商業地域内にある大型空き店舗。 事業対象面積は 1,000 m ² 以上とし、店舗等は複数とする。																		
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720																		

3 創業したい

①創業融資利子補給

事業の概要	市内に事務所を開設する創業者（創業後1年以内の者を含む。第二創業は除く）の創業に向けた融資にかかる支払利子の12ヶ月分を全額補助する。女性創業者または中心市街地での創業については、更に12ヶ月分を補助する。
対象者（事業主体）	市内に事務所を開設する創業者（創業後1年以内の者を含む。第二創業は除く）
補助金の額・補助率等	創業融資にかかる支払利子の12か月分の全額。女性創業者または中心市街地での創業については、更に12ヶ月分の全額。
対象融資	①福島県企業家支援保証融資制度 ②(株)日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資 ③民間金融機関が実施する融資で、上記の融資に準じる融資 ※対象融資の限度額は2,000万円とする
申請方法	受付：融資実行後、速やかに 申請先：商業労政課 商業振興係
必要書類	申請時の添付書類 ①融資契約書の写し ②返済予定表の写し ③金融機関に提出した事業計画書の写し ④個人：個人事業開業届出書（税務署に提出するもの）の写し 法人：履歴事項全部証明書（法務局で発行）の写し ⑤許認可等を要する業種にあつては、許可証等の写し ⑥事業所、店舗の位置が確認できる住宅地図等 ⑦女性創業者にあつては、住民票の写し ⑧市町村税納税証明書の写し 実績報告時の添付書類 ①金融機関が発行する当該年度の支払利息証明書
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720

4 組合で活動をしたい

①中小企業の組織化に対する補助

事業の概要	中小企業者が組合（協同組合連合会および商店街振興組合連合会を除く。）を組織した場合に補助する。
対象者（事業主体）	市内に主たる事務所を有する中小企業者
補助金の額・補助率等	1組合当たり10万円および組合員1人当たり2,000円に当該組合の組合員数を乗じて得た額の合計額
対象事業期間	年度内
申請方法	申込み：組合の設立許可日から3カ月以内 申請先：商業労政課 商業振興係
必要書類	添付書類 ①定款（寄付行為） ②会員及び役員名簿 ③法人登記に関する履歴事項全部証明書 ④その他必要な書類
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720

②商店街共同施設設置事業に対する補助

事業の概要	組合等が商店街の近代化を図るため、共同施設を設置した場合に、経費の一部を補助する。
対象者（事業主体）	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 生活衛生同業組合 共同団体
補助金の額・補助率等	対象経費の30/100以内、限度額3,000万円
対象経費	街路灯、アーケード、アーチ、カラー舗道、駐車場・駐輪場（営利目的除く。）、公衆便所、買物広場等休憩関連施設などの新設・改修事業費 ※改修は、設置の日から3年以上経過した施設の改修に限る。 ※事業費の総額が50万円を超えるもの。
対象事業期間	年度内
申請方法	申請に当たっては、事前協議を必要とします。 申請先：商業労政課 商業振興係
必要書類	添付書類 ①収支予算書 ②設置する施設の設計書等 ③工事見積書 ④定款（規約等） ⑤会員及び役員名簿 ⑥その他必要な書類
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720

5 イベントを行いたい

①商店街等活性化イベント推進事業補助

事業の概要	組合等が商店街の活性化を図るため、商業の振興を目的としてイベント事業を実施した場合に、その事業にかかる経費を補助する。
対象者（事業主体）	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 生活衛生同業組合 共同団体
対象事業	① 市が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業 ② 商店街等との連携が図られている事業 ③ 市外からの誘客を見込める事業 ④ 様々な業種との連携が図られている事業 ⑤ 地域が活性化するための演出が図られている事業
補助金の額・補助率等	対象経費の30/100以内、限度額50万円、年2回
対象経費	会場設営費、宣伝広告費、報償費など
対象事業期間	年度内
申請方法	申込み：事業着手日1カ月前 申請先：商業労政課 商業振興係
必要書類	添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③定款（規約等） ④役員名簿 ⑤その他必要な書類
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720

②コンベンション開催事業補助

事業の概要	市内でコンベンション（会議、大会、研究会、学会、スポーツ競技大会等）を開催する主催者に対し、市内延べ宿泊者数に応じて、経費の一部を補助する。
対象者（事業主体）	主に下記の要件を満たすコンベンションを開催する団体 ①東北大会規模以上であり、かつ、市内宿泊施設の延べ宿泊者数が100人以上のコンベンションであること。 ②1泊2日以上のお会期で開催されるコンベンションであること。 ③国又は地方公共団体の主催事業でないこと。 ④市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。 ⑤政治的活動、宗教的活動、営利目的でないこと。 ⑥市より別途施設使用料の減免を受けていないこと。
補助金の額・補助率等	開催に要する経費の内、補助の対象となる経費の1/2以内、又は補助対象限度額のどちらか低い額を予算の範囲で補助する。 「補助対象限度額」 市内延べ宿泊者数 100人～199人 150,000円 200人～299人 300,000円 300人～ 500,000円
対象経費	施設使用料、印刷製本費、広告宣伝費、報償費、旅費、委託費、諸経費など
対象事業期間	年度内
申請方法	受付：コンベンション開催日の20日前まで 申請先：観光コンベンション推進室 コンベンション推進係
必要書類	申請時の添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③その他必要な書類 実績報告時の添付書類 ①実績報告書 ②収支決算書 ③宿泊証明書 ④その他必要な書類
問合せ先	観光コンベンション推進室 コンベンション推進係 電話 024-525-3722

6 人材の育成を行いたい

① 事業者等人材育成支援

事業の概要	市内の中小企業者が経営方法の改善、技術の向上その他の経営基盤の強化を目的として、従業員に業務に係る研修若しくは通信教育を受講させる場合、又は中小企業者が企画し、講師等を依頼して従業員のための研修会を開催する場合に、経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	下記①～③を全て満たす中小企業者 ①中小企業基本法に規定する中小企業者（製造業者及び製造に関する業務を営む企業者を除く） ②市内に主たる事業所又は店舗を有すること ③原則として事業による市税を納入している者
補助金の額・補助率等	企業負担の受講料、研修開催費用の1/2以内 限度額 派遣研修・通信教育 1企業当たり年間4万円限度 研修会 1企業当たり年間5万円限度
対象経費	①企業が負担する派遣研修又は通信教育講座の受講料の一部 （独）中小企業基盤整備機構、中小企業大学校、福島県職業能力開発協会、（公財）福島県産業振興センター、その他公的機関・公益法人・専門の研修機関等が主催する各種研修又は通信教育 ②中小企業者が企画し、講師等を依頼して開催する研修費用の一部 ※対象外：他の補助制度に該当するもの、実施内容が一般教養の向上やクリエイションに類するもの、大会や総会への出席が主たる目的のもの
対象事業期間	年度内
申請方法	申込み：当該研修等の受講（実施）前 申請先：商業労政課 商業振興係
必要書類	申請時の添付書類 ①研修の内容が分かる資料等の写し ②研修に要する経費が分かる資料等の写し ③研修期間が分かる資料等の写し ④研修の目的及び見込める成果を記した書類 （研修受講・開講実施計画書） ⑤会社概要 ⑥納税証明書（市税の納税状況が分かるもの） 実績報告時の添付書類 <派遣研修、通信教育> ①受講料の領収書の写し ②受講修了を証明する書類の写し ③受講した成果及び今後の展望を記した書類 （研修受講・開講成果報告書） <企業内研修会> ①受講者名簿の写し ②研修に要した経費の領収書の写し（内訳が分かるように） ③開講した成果及び今後の展望を記した書類 （研修受講・開講成果報告書） ④実施状況の写真
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720

②人材育成支援

事業の概要	市内の中小企業者が、生産能力の向上、技術水準の向上および経営の確立を目的として、従業員に業務に係る研修を受講させる、あるいは、通信教育または研修会の開催について、企業が負担する受講料や研修開催費用の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	下記①～③を全て満たす中小企業者 ①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者
補助金の額・補助率等	企業負担の受講料、研修開催費用の1/2以内 限度額 派遣研修・通信教育 1企業あたり年間4万円限度 研修会 1企業あたり年間5万円を限度
対象経費	①企業が負担する派遣研修または通信教育講座の受講料の一部 ②中小企業者が企画し、講師等を依頼して開催する研修費用の一部 ※対象外：他の補助制度に該当するもの 実施の内容が一般教養の向上やICT-I-Tに類するもの 大会や総会への出席が主たる目的のもの
対象事業期間	年度内
申請方法	受付：当該研修の受講（実施）前 申請先：産業創出推進室
必要書類	申請時の添付書類 ①研修の内容がわかる資料等の写し ②研修に要する経費がわかる資料等の写し ③研修期間がわかる資料等の写し ④研修の目的及び見込める成果を記した書類 （研修受講・開講実施計画書） ⑤納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） 実績報告時の添付書類 〈派遣研修、通信教育〉 ①受講料の領収書の写し ②受講修了を証明する書類の写し ③受講した成果及び今後の展望を記した書類 （研修受講・開講成果報告書） 〈企業内研修会〉 ①受講者名簿の写し ②研修に要した経費の領収書の写し（内訳がわかるように） ③開講した成果及び今後の展望を記した書類 （研修受講・開講成果報告書） ④実施状況の写真
問合せ先	産業創出推進室 産学連携推進係 電話 024-525-4022

7 課題・問題を解決したい

①産学連携による共同研究・委託研究支援

事業の概要	市内の中小企業者が、大学・高専等公設研究機関と共同研究や委託研究により技術的課題の解決に取り組み、付加価値の高い製品開発を促進し、地域産業の振興に寄与すると判断される場合、その事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2以上の中小企業者が大学・高専等公設研究機関と共同研究や委託研究を行う場合も、補助対象者として認める。
補助金の額・補助率等	研究に要する経費の1/2以内、限度額100万円
対象経費	大学・高専等公設研究機関との間に共同研究・委託研究契約を結んだ事業に要する経費 ①原材料及び副資材費 ②機械装置及び工具器具費 ③外注加工費 ④外注デザイン開発費 ⑤産業所有権導入費 ⑥性能検査費 ⑦委託費 ⑧旅費 ⑨直接人件費（総事業費の15%以内。ただし、日本標準産業分類に定めるソフトウェア業または情報処理・提供サービス業の場合は、100%対象経費とする。）
対象事業期間	年度内に事業が完了するもの
申請方法	受付：随時 ※申請をする際は、福島市産学連携コーディネーターの推薦書が必要となりますので、事前にご相談ください。 申請先：産業創出推進室
必要書類	申請時の添付書類 ①共同研究事業計画書 ②共同研究収支予算書 ③共同研究者名簿 ④共同研究・委託研究契約書の写し ⑤納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑥法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑦福島市産学連携コーディネーターの推薦書 実績報告時の添付書類 ①共同研究報告書 ②収支決算書 ③領収書の写し
問合せ先	産業創出推進室 産学連携コーディネーター 電話 024-525-4022

8 新しい事業に取り組みたい

①新製品・新技術開発支援

事業の概要	市内の中小企業者が自ら新製品や新技術の開発事業を行い、付加価値の高いものづくりにより新たな事業の創出を図り、地域の産業振興に寄与すると判断される場合、その開発事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2社以上の中小企業者により開発事業を行う場合も、補助対象者として認める。
対象となる開発	補助対象者が独自に新たに開発する製品及び技術であり、次に掲げるいずれかに該当する場合 ①市場に同様の製品または技術がない、あるいは殆ど普及していないもの ②市場にある同様の製品または技術に比べて素材、手法、外形、機能等の点で優れているもの ③補助対象者が従来持っている製品または技術を改良することにより、経営基盤の強化や事業規模の拡大を図ることができるもの
補助金の額・補助率等	対象経費の1/2以内、限度額100万円
対象経費	①市場調査費 ②デザイン開発費 ③原材料及び副資材費 ④機械装置及び工具器具費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦産業財産権取得費 ⑧販路開拓費 ※人件費、間接経費（振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）は含まない。
対象事業期間	年度内
申請方法	公募制 平成28年4月1日（金）～5月2日（月） 募集内容等については、 市ホームページをご確認ください 。 なお、申請書等の提出にあたっては、 <u>必ず事前に電話予約</u> をお願いします。
必要書類	申請時の添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③新製品・新技術の開発等に関する説明書または図面 ④会社概要または会社パンフレット ⑤定款 ⑥法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑦納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑧決算関係書類（直近2期分） ⑨その他参考資料（ある場合） ⑩同意書（2社以上の中小企業者による共同申請の場合） 実績報告時の添付書類 ①実績報告書 ②収支決算書 ③補助対象経費に係る領収書の写し等 ④完成品の写真 ⑤開発スケジュール（実績） ⑥その他参考資料（ある場合）
採択	外部委員で構成する「審査委員会」において、関係書類の審査及びプレゼンテーションを実施し、採択事業者を決定する。
問合せ先	産業創出推進室 産学連携推進係 電話 024-525-4022

②再生可能エネルギー等産業創出支援

事業の概要	市内の中小企業者が行う再生可能エネルギー等分野における機器や周辺機器あるいは部品に関する開発を行う場合、その開発事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2社以上の中小企業者により開発事業を行う場合も、補助対象者として認める。
対象となる技術	①太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー関連技術 ②リチウム二次電池、アルカリ二次電池等関連技術 ③LED照明、ヒートポンプ、エコ製品等関連技術
補助金の額・補助率等	対象経費の2/3以内、限度額100万円
対象経費	①市場調査費 ②デザイン開発費 ③原材料及び副資材費 ④機械装置及び工具器具費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦産業財産権取得費 ⑧販路開拓費 ※人件費、間接経費（振込手数料、送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）は含まない。
対象事業期間	年度内
申請方法	公募制 平成28年4月1日（金）～5月2日（月） 申請受付時期、募集内容等については、 <u>市ホームページをご確認ください</u> 。 なお、申請書等の提出にあたっては、 <u>必ず事前に電話予約をお願いします</u> 。
必要書類	申請時の添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③新製品・新技術の開発等に関する説明書または図面 ④会社概要または会社パンフレット ⑤定款 ⑥法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑦納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑧決算関係書類（直近2期分） ⑨その他参考資料（ある場合） ⑩同意書（2以上の中小企業者による共同申請の場合） 実績報告時の添付書類 ①実績報告書 ②収支決算書 ③補助対象経費に係る領収書の写し等 ④完成品の写真 ⑤開発スケジュール（実績） ⑥その他参考資料（ある場合）
採択	外部委員で構成する「審査委員会」において、関係書類の審査及びプレゼンテーションを実施し、採択事業者を決定する。
問合せ先	産業創出推進室 産学連携推進係 電話 024-525-4022

③医療福祉機器等産業創出支援

事業の概要	市内の中小企業者が行う医療福祉機器関連産業分野における機器の製品化や企業の技術の高度化を図るため、医療福祉機器に係る製品開発等を行う場合、その開発事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2社以上の中小企業者により開発事業を行う場合も、補助対象者として認める。
対象となる開発	①医療福祉機器等に係る製品開発 ②医療福祉機器等に係る試作開発 ③医療福祉機器等周辺機器の研究開発及び試作開発
補助金の額・補助率等	対象経費の2/3以内、限度額1,000万円
対象経費	①市場調査費 ②デザイン開発費 ③原材料及び副資材費 ④機械装置及び工具器具費 ⑤外注加工費 ⑥技術指導費 ⑦研究開発委託費 ⑧産業財産権取得費 ⑨販路開拓費 ※人件費、間接経費（振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代等）は含まない。
対象事業期間	年度内
申請方法	公募制 平成28年4月1日（金）～5月2日（月） 申請受付時期、募集内容等については、 <u>市ホームページをご確認ください</u> 。 なお、申請書等の提出にあたっては、 <u>必ず事前に電話予約をお願いします</u> 。
必要書類	申請時の添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③新製品・新技術の開発等に関する説明書または図面 ④会社概要または会社パンフレット ⑤定款 ⑥法人登記に関する履歴事項全部証明書 ⑦納税証明書（市税の納税状況がわかるもの） ⑧決算関係書類（直近2期分） ⑨その他参考資料（ある場合） ⑩同意書（2以上の中小企業者による共同申請の場合） 実績報告時の添付書類 ①実績報告書 ②収支決算書 ③補助対象経費に係る領収書の写し等 ④完成品の写真 ⑤開発スケジュール（実績） ⑥その他参考資料（ある場合）
採択	外部委員で構成する「審査委員会」において、関係書類の審査及びプレゼンテーションを実施し、採択事業者を決定する。
問合せ先	産業創出推進室 産学連携推進係 電話 024-525-4022

9 企業のPRをしたい

① 事業者等販路拡大支援

事業の概要	市内中小企業者の販路拡大、新規需要の開拓を促進し、地域の産業振興を図るために自社開発商品、本市内で生産、製造若しくは加工された商品、又は本市の知名度向上及びイメージアップに資する商品を幅広く市場に紹介する商談会・展示会・見本市等へ出展する場合に、それに要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。対象とする商談会等は、物産展などの主として販売を目的とするものでなく、商談ベースとするものであり、また、他の補助制度に該当するものは除外する。
対象者（事業主体）	下記①～③を全て満たす中小企業者 ①中小企業基本法に規定する中小企業者（製造業者及び製造に関する業務を営む企業者を除く） ②市内に主たる事業所または店舗を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2以上の中小企業者の自社開発商品等を商談会等へ出展しようとする団体等も対象となる。 また、補助金を交付する際は、当該補助金を初めて申請する者を優先する。
補助金の額・補助率等	補助対象経費の1/2以内 (1) 県内の商談会等への出展 限度額3万円 (2) 県外の商談会等への出展 限度額10万円
対象経費	出展小間料、出展負担金、展示物の運搬料、運搬時の高速道路利用料
対象事業期間	年度内
申請方法	受付：当該商談会等への出展前 申請時期：随時 なお、申請書等の提出に当たっては、 <u>必ず事前に電話予約</u> をお願いします。
必要書類	(1) 申請時の添付書類 ①事業計画書 ②商談会等の概要書（商談会等の開催内容、商談会等への出展に伴う小間料、負担金等の額がわかるもの） ③運搬費見積書または高速道路利用行程（運搬料、高速道路利用料等の額がわかるもの） ④納税証明書（市税の納税状況がわかるもの。2以上の中小企業者の自社開発商品等を商談会等へ出展しようとする団体等については、団体等及び参加する中小企業者について提出のこと。） ⑤出展中小企業者名簿（2以上の中小企業者の自社開発商品等を商談会等へ出展しようとする団体等の場合に提出すること。） (2) 実績報告時の添付書類 ①実績報告書 ②商談会等の状況を撮影した現場写真 ③補助対象経費に係る領収書の写し ④出展中小企業者名簿（2以上の中小企業者の自社開発商品等を商談会等へ出展しようとする団体等の場合に提出すること。）
問合せ先	商業労政課 商業振興係 電話 024-525-3720


②展示会出展・販路拡大支援

事業の概要	市内の中小企業者が、販路拡大、新規需要開拓の促進を図るために自社製品や自社技術を幅広く市場に紹介する展示会等へ出展する場合、それに要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。対象とする展示会は、物産展などの主として販売を目的とするものでなく、商談ベースとするものであり、また、他の補助制度に該当するものは除外する。									
対象者（事業主体）	①中小企業基本法に規定する製造業者及び製造に関する業務を営む企業者 ②市内に主たる事業所または工場を有すること ③原則として事業による市税を納入している者 なお、上記①～③の条件を満たす2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等も対象となる。 また、補助金を交付する際は、当該補助金を初めて申請する者を優先する。									
補助金の額・補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助率1/2</th> <th>補助率2/3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の展示会等への出展</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県外（海外を含む）の展示会等への出展</td> <td>100,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p> 網掛に該当する展示会 ①MEDTEC Japan ②医療機器開発・製造展 MEDIX ③PV EXPO ④Medical Japan ⑤メディカルメッセ ⑥PV JAPAN ⑦enex （これらと同時開催の展示会も含む） </p>		補助率1/2	補助率2/3	県内の展示会等への出展	30,000円		県外（海外を含む）の展示会等への出展	100,000円	200,000円
	補助率1/2	補助率2/3								
県内の展示会等への出展	30,000円									
県外（海外を含む）の展示会等への出展	100,000円	200,000円								
対象経費	出展小間料、出展負担金、展示物の運搬料、運搬時の高速道路利用料									
対象事業期間	年度内									
申請方法	受付：当該展示会等への出展前 申請時期：①展示会初日が4/1～9/30の場合 4月1日(金)～11日(月) ②展示会初日が10/1～翌年3/31の場合 9月1日(木)～12日(月) ①、②それぞれの期間で募集額に達しない場合は、随時申請 申請先：産業創出推進室									
必要書類	申請時の添付書類 ①事業計画書 ②展示会等の概要書（展示会等の開催内容、展示会等への出展に伴う小間料、負担金等の額がわかるもの） ③運搬費見積書又は高速道路利用行程（運搬料、高速道路利用料等の額がわかるもの） ④納税証明書（市税の納税状況がわかるもの。2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等については、団体等および参加する中小企業者について提出のこと。） ⑤出展中小企業者名簿（2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等の場合に提出すること。） 実績報告時の添付書類 ①実績報告書 ②展示会等の状況を撮影した現場写真 ③補助対象経費に係る領収書の写し ④出展中小企業者名簿（2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等の場合に提出すること。）									
問合せ先	産業創出推進室 産学連携推進係 電話 024-525-4022									

②企業PR活動の支援

名称	製品・技術の展示等による企業PRコーナー
展示内容	企業や工場で製造された製品の展示や優れた技術等を紹介します。
展示申込対象者	市内で事業（製造業）を営む法人または個人
募集企業数	8社
募集開始時期	10月展示：7月 / 3月展示：12月
応募方法	市ホームページ、ものづくりふくしまウェブにおいて募集開始時期など詳細をお知らせします。
展示場所	産業交流プラザ常設展示室
展示台の使用面積	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10月展示開始 横150cm×縦75cmの長方形スペース ■ 3月展示開始 直径180cmの半円スペース
展示期間	展示開始から1年間
展示料	無料 ただし、展示製品および搬出入費用については、展示者の負担とします。
問合せ先	産業創出推進室 工業振興係 電話 024-525-4022



名称	ものづくりふくしまウェブ
内容	市内に本社・事業所がある製造業社の情報をインターネットで検索できるシステムです。企業情報の受発信やIT環境下における取引の拡大や企業間の連携を促進するとともに、地元製造業のPRを図ることを目的とし、英語版サイトも併せて運用しています。 公的機関が運営していることによる信頼度の高いこのホームページを活用し、企業のPRにお役立てください。
掲載内容	<p>■企業情報の提供 各企業の概要、事業内容、アピールポイントなどが検索でき、また、自社ホームページにもリンクしており、情報交換の促進を図ります。</p> <p>■自慢の製品・技術 市内企業が製造する自慢の製品および技術等を掲載し、広く紹介・PRすることにより、製造業の更なるイメージアップが図れます。</p> <p>■産業情報 地元企業や商工業のみなさまを支援するための産業振興施策の紹介や本市の工業・商業統計 調査報告書を公開しています。</p> <p>■企業プロモーション動画 企業をプロモーションする新しい戦略として、社長等のインタビューなど企業PR映像を発信しています。</p>
申込受付	随時
掲載料	無料
募集内容	次の内容についての申し込みを随時受け付けています。 ①企業情報の掲載 ②企業プロモーション動画 ③英語版サイトによる企業情報の掲載
申込方法	「ものづくりふくしまウェブ」より申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。詳しくは、下記へお問い合わせください。
URL	http://www.plaza.city.fukushima.fukushima.jp/ 
問合せ先	産業創出推進室 工業振興係 電話 024-525-4022

10 工業団地に立地したい

①工業団地への立地に関する助成

事業の概要	工業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業立地促進条例の定めにより、本市に立地する企業に対して助成金を交付する。
対象者（事業主体）	本市工業団地の区画に立地する企業
助成金の額	下記を参照
申請方法	申請先：企業立地課 企業誘致係
補助金交付の条件等	下記を参照
問合せ先	企業立地課 企業誘致係 電話 024-525-3723

種類	企業	立地	助成対象経費	交付要件	助成額
用地取得助成金	製造業を営む者 物流業等を営む者 コールセンター業を営む者 データセンター業を営む者 先端技術・研究開発型企業(※1)	新設 増設 移設	用地取得費	①新規地元常用雇用者を5名以上雇用すること。 ②投下固定資産総額が1億5,000万円（中小企業者にあつては、3,000万円）以上であること。 ③用地取得後3年以内に操業開始すること。 ④当初計画した事業を10年以上継続すること。	①用地取得面積が15,000㎡以上にあつては、用地取得費の100分の50以内の額 ②用地取得面積が15,000㎡未満にあつては、用地取得費の100分の30以内の額
操業奨励助成金	製造業を営む者 物流業等を営む者 コールセンター業を営む者 データセンター業を営む者 先端技術・研究開発型企業(※1)	新設 増設 移設	事業所の立地に伴う固定資産税相当額	用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業、または工業団地内の市長が指定した区画に立地した企業であること。	固定資産税相当額（1年あたりの上限額は1,000万円。）（法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額） 対象期間は3年間とする。 （特定集積産業(※2)は5年間。）
雇用奨励助成金	製造業を営む者 物流業等を営む者 コールセンター業を営む者 データセンター業を営む者 先端技術・研究開発型企業(※1)	新設 増設 移設	事業所の立地に伴う雇用拡大に要する経費	①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業または工業団地内の市長が指定した区画に立地した企業であること。 ②新規地元常用雇用者5名以上を操業開始日から1年以上継続して雇用すること。	新規地元常用雇用者1人につき、1年間雇用するごとに50万円とし、対象期間は操業開始日から3年間とする。 （特定集積産業(※2)は5年間。）

※1 先端技術・研究開発型企業とは、情報通信業や学術研究・専門技術サービス業のうち、規則に定める企業をいう。

※2 特定集積産業とは、対象企業のうち医療福祉関連企業、及び再生可能エネルギー関連の研究開発企業で規則に定める企業をいう。

②工業団地以外（民有地）への立地に関する助成

事業の概要	工業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業立地促進条例の定めにより、本市に立地する企業に対して助成金を交付する。
対象者（事業主体）	工業団地以外で、本市に立地する企業
助成金の額	下記を参照
申請方法	申請先：企業立地課 企業誘致係
補助金交付の条件等	下記を参照
問合せ先	企業立地課 企業誘致係 電話 024-525-3723

種類	企業	立地	助成対象経費	交付要件	助成額
用地取得助成金	製造業を営む者 物流業等を営む者 コールセンター業を営む者 データセンター業を営む者 先端技術・研究開発型企業(※1)	新設 増設 移設	用地取得費	①新規地元常用雇用者を5名以上雇用すること。 ②準工業地域、工業地域、工業専用地域に立地すること。 (ただし、特定集積産業(※2)のうち研究開発機能または本社・支社機能(※3)を設置するものはこの限りではない。) ③用地取得後3年以内に操業開始すること。 ④当初計画した事業を10年以上継続すること。	用地取得費の100分の5以内の額。 (特定集積産業(※2)は用地取得費の100分の10以内の額。)
操業奨励助成金	製造業を営む者 物流業等を営む者 コールセンター業を営む者 データセンター業を営む者 先端技術・研究開発型企業(※1)	新設 増設 移設	事業所の立地に伴う固定資産税相当額	用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業であること。	固定資産税相当額(1年あたり) の上限額は1,000万円。)(法令等により、固定資産税が減額された場合は、減額後の固定資産税に相当する額) 対象期間は3年間とする。 (特定集積産業(※2)は5年間。)
雇用奨励助成金	製造業を営む者 物流業等を営む者 コールセンター業を営む者 データセンター業を営む者 先端技術・研究開発型企業(※1)	新設 増設 移設	事業所の立地に伴う雇用拡大に要する経費	①用地取得助成金の奨励措置の決定を受けた企業であること。 ②新規地元常用雇用者5名以上を操業開始日から1年以上継続して雇用すること。	新規地元常用雇用者1人につき、1年間雇用するごとに50万円とし、対象期間は操業開始日から3年間とする。 (特定集積産業(※2)は5年間。)

※1 先端技術・研究開発型企業とは、情報通信業や学術研究・専門技術サービス業のうち、規則に定める企業をいう。

※2 特定集積産業とは、対象企業のうち医療福祉関連企業、及び再生可能エネルギー関連の研究開発企業で、規則に定める企業をいう。

※3 本社・支社機能とは、総務、調査、企画、その他の管理業務部門等の本社機能またはそれに準ずる支社機能（小売店舗および営業所は除く）をいう。

11 オフィス等を借りて操業したい

①オフィス等賃借の場合の助成

事業の概要	工業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業立地促進条例の定めにより、本市にオフィス等を賃借する企業に対して助成金を交付する。
対象者（事業主体）	本市にオフィス等を賃借する企業
助成金の額	下記を参照
申請方法	申請先：企業立地課 企業誘致係
補助金交付の条件等	下記を参照
問合せ先	企業立地課 企業誘致係 電話 024-525-3723

種類	企業	立地	助成対象経費	交付要件	助成額
オフィス等賃借助成金	特定集積産業を営む者※1)	新設増設	オフィス等賃借料（光熱水費、管理費は除く）	①新規地元常用雇用者を3名以上雇用すること。 ②研究開発機能または本社・支社機能※2)を有すること。 ③当初計画した事業を3年以上継続すること。	オフィス等の賃借料の100分の50以内の額。（1年あたりの上限額は600万円。） 対象期間は、操業開始日から3年間とする。

※1 特定集積産業とは、対象企業のうち医療福祉関連企業、及び再生可能エネルギー関連の研究開発企業で、規則に定める企業をいう。

※2 本社・支社機能とは、総務、調査、企画、その他の管理業務部門等の本社機能またはそれに準ずる支社機能（小売店舗、営業所は除く）をいう。

12 震災および福島第一原子力発電所事故に関する対策

①ふくしま産業復興投資促進特区（福島第2号）

<p>事業（制度）の概要</p>	<p>福島県と県内 59 市町村が共同で申請したふくしま産業復興投資促進特区の福島県復興推進計画が、平成24年4月20日に国より認定されました。また、平成26年2月28日に福島県復興推進計画の変更が認められ、制度の拡充が図られました。</p> <p>次の要件①～③を満たす法人または個人事業者は、東日本大震災復興特別区域法施行規則に基づく市の指定を受けることにより、税制の特例を受けることができます。</p> <p>①復興産業集積区域内に位置すること ②集積を目指す業種に該当すること ③復興に寄与する事業（新規投資や被災者雇用等）を行うこと</p> <p>■復興産業集積区域 復興産業集積区域については、市ホームページで公開していますので、ご確認ください。</p> <p>■対象業種</p> <p>①輸送用機械関連産業 ②電子機械関連産業 ③情報通信関連産業 ④医療関連産業 ⑤再生可能エネルギー関連産業 ⑥食品・飲料関連産業 ⑦地域資源活用型産業（伝統工芸品関連産業）</p> <p>■税制の特例</p> <p>①事業用の資産を取得した場合…事業用設備等に係る特別償却等 （東日本大震災復興特別区域法第37条） ②被災雇用者等を雇用した場合…法人等税制の特別控除 （同法第38条） ③開発研究用の資産を取得等した場合…研究開発税制の特例等 （同法第39条） ④新設法人が再投資等準備金を積み立てた場合…新規立地促進税制 （同法第40条）</p> <p>※詳しくは、福島市ホームページ トップページ > 各課のページ > 産業創出推進室 > ふくしま産業復興投資促進特区の概要をご確認ください。 URL http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/19/kougyou13070101.html</p>
<p>申請書類</p>	<p>ホームページ参照</p>
<p>指定申請の提出期限</p>	<p>平成33年3月31日 ※この制度は、遡及適用はありませんので、早めに指定の申請をしてください。</p>
<p>申請方法</p>	<p>受付：随時 申請先：産業創出推進室</p>
<p>相談受付日・時間</p>	<p>月～金（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後4時まで</p>
<p>問合せ先</p>	<p>産業創出推進室 電話 024-525-4022</p>

②加工食品の放射能測定

対象者	市内製造業
測定対象（検体）	加工食品（清涼飲料、酒類、茶、コーヒー等含む）
測定内容	<p>■測定機器 NaI シンチレーション検出器（ATOMTEX 社製 AT-1320） ランタンプロマイド検出器（テクノエーピー社製 TS150B） ※一定の値を超えた場合、ゲルマニウム半導体検出器（セイコー イメージアンドジー社製 SEG-EMS）で再測定します。</p> <p>■測定項目 セシウム 134、セシウム 137</p> <p>■検出下限値 1.0Bq/kg</p>
申込方法	電話による事前申込後、指定の申込書を提出してください。 申込時間：平日午前9時～午後5時（電話 024-525-4022）
持参するもの（測定日）	<p>①検体（5検体以内）</p> <p>②申込書（事前に FAX 送信も可）</p> <p>③測定結果送付用封筒 （4検体までは82円切手・5検体は92円切手を貼付し、宛名を記載）</p>
検体持込みの際の事前 処理	<p>■固体（一般食料品等）の検体 1ℓの測定容器に入る量が必要です。 みじん切り（できるだけ細かく）等の裁断を行い、新しいビニール袋に 入れて持参してください。</p> <p>■液体（飲料水等）の検体 1ℓ必要です。 よくすすいだペットボトル容器に入れて持参してください。</p>
測定料金	無料
測定結果	後日、郵送により「放射能試験測定結果報告書」を送付します。
その他	測定は、1申込につき5検体までとし、「放射能試験測定結果報告書」が 届き次第、次の申込みができます。
問合せ先	産業創出推進室 電話 024-525-4022

③簡易放射線量測定器の貸出

対象者	市内製造業
測定器	シンチレーションサーベイメーター（株堀場製作所製 PA-1000） 計測単位：μSv/h
貸出期間	1回につき1泊2日（午前9時から翌日午後5時まで） ただし、翌日が休日の場合は、休日明けが返却日となります。
申込方法	電話による事前申込後、指定の申込書を提出してください。 ※申込書はFAXでも受付します。 申込時間：平日午前9時～午後5時（電話 024-525-4022）
貸出料金	無料
問合せ先	産業創出推進室 電話 024-525-4022

13 コラッセふくしまと福島市産業交流プラザ

①コラッセふくしまの概要

平成15年、福島市の新しい玄関口にふさわしいシンボルとしてオープン。

中小企業者を総合的に支援する産業振興の拠点施設として、また観光物産情報や市民サービスの提供を行う、ワンストップ施設として、多くの皆さまに利用されています。

所在地 福島市三河南町1番20号
構造 鉄骨造地上13階地下1階



○情報・交流

産学連携の推進をサポートする窓口の設置および産業に特化した図書を備え、経営に役立つ情報の提供や相談を行います。

また、企画展示室・多目的ホールを中心に、各企業のスキルアップを目的とした講演会などの開催をはじめ、多様で多彩な異業種交流の機会を作り、新しいビジネスの創出を支援します。

○企業・取引拡大

常設展示室や商談スペース、企画展示室を利用して製品のPR活動や商取引を支援するとともに、インキュベートルームでの様々な支援プログラムをとおして、意欲ある起業家を支援します。

また、他地域からの進出を目指す中小企業へ、この立地条件を活かしていただくために、レンタルオフィスを設けており、これまで多くの企業が活用し、取引拡大への足掛かりとしています。

○市民生活

福島県観光物産館やふくしま情報ステーションで、広く観光物産情報を提供します。

また、行政サービスコーナーやパスポートセンター、図書館を設置し、市民サービスの提供も行います。

さらに、にぎわい創りを目的に無料のイベントスペースも設置しています。

こんな時、利用できます。

- | | |
|----------------|----------------------|
| ◇得意先との商談・待ち合わせ | 商談・交流スペース(2F) |
| ◇企業の展示会・即売会 | 企画展示室(3F) |
| ◇講演会・セミナーの開催 | 多目的ホール・会議室(3F・4F・5F) |
| ◇インキュベート施設 | インキュベートルーム(6F) |
| ◇貸事務所 | レンタルオフィス(7F) |
| ◇交流会・パーティー | 交流サロン(12F) |

○コラッセふくしまへの入居団体

公益財団法人福島県産業振興センター、福島県中小企業団体中央会、福島商工会議所、福島県信用保証協会、公益社団法人福島法人会、一般社団法人福島県商工会館など

②福島市産業交流プラザではこんなことをしています

○産業創出推進室

産業振興に係る情報の収集と提供をはじめ、産学連携及び企業間連携の促進に関することなど、地域企業の経営の安定化と競争力の強化のための各種支援事業や雇用の確保、創出のための業務を行っています。

また、県北地域を中心とする産学官の交流と連携による地域産業の振興発展に資する事業を行う「ふくしま新産業創造推進協議会」の事務局を担当しています。

○産学連携の推進

大学や公設研究機関などの「知的資源」を活用して新しい産業を生み出したり、技術革新を図る『産学連携』は、地域産業の活性化に欠かせないものともいえます。

産業交流プラザの産学連携推進コーナーでは、産業界のニーズと大学のシーズを調査して、産学連携のお手伝いをするために、産学連携コーディネーターが常駐し、企業や研究者の皆様からの相談に対応しています。

また、『福島大学出前相談会』を開催しておりますので、予約のうえ、お気軽にご相談ください。なお、出前相談会に関するお問合せやご予約は、次ページに記載の福島市産学連携コーディネーターまでお願いします。

○常設展示（600㎡）

福島市のものづくり企業について広く市民の皆さまに知っていただくため、各企業の製品や技術の展示を行っています。また、ゲームを楽しみながらものづくりについて学べる『ものづくりクイズ』や銅板プレートづくりなどを体験できる『ものづくり体験コーナー』や学生の学習を支援するコーナーなども準備しています。

さらに『福島大学展示コーナー』を設け、産業を支援する研究内容などをパネルや映像で紹介しています。



○ものづくり体験教室

ものづくりの素晴らしさを啓発するとともに、次代の製造業の担い手の育成を図るため、『ものづくり体験教室』を開催しています。

○にぎわいコーナー

企業の打合せや市民の会合、個展など自由に使える無料スペースを設置しています。

○情報提供

ふくしま新産業創造推進協議会では、月2回（1日、15日）各種情報を提供することを目的にニュースレターをメールにて提供しています。

協議会会員以外でもご希望の方には、メールを提供させていただいておりますので、次ページに記載の福島市産学連携コーディネーターまでお願いします。

○交流の促進

これからの時代に必要なのは、情報の交流だと言われます。異業種交流に代表されるような人と情報が行き交う仕組みづくりが各地で行なわれています。

産業交流プラザでは、企業家の皆さまや研究者・技術者・加工者の皆さまの積極的なご利用により、様々な情報が行き交い、人と人との交流が生まれることを願っています。

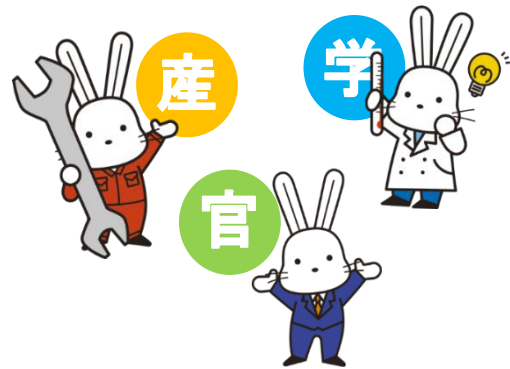


○コーディネーターによる活動

産学連携コーディネーターは、企業の皆さまの新事業創出や技術革新のお手伝いをするため、企業のニーズと大学・高専等、公設研究機関が有する研究シーズを結びつける産学連携に取り組んでいます。地域に根ざす企業にとって、新たな製品開発や技術開発を単独で手掛けることは、資金面や人材面から難しい状況にあることが多いようで、これらを克服するために、補助制度などの外部資金を活用し、大学・高専等、公設研究機関が有する研究シーズを有効に活用することは、新製品やサービスの開発にチャレンジをするための有効な手段と考えます。

また、本市では、企業が持つ技術力を医療や福祉の現場に活かすため、医産連携事業を推進していることから、医療や福祉の現場におけるニーズを把握し、企業の技術を結びつけ、より良い製品の開発を進められるよう医産連携コーディネーターも配置しています。

随時、各企業を訪問しておりますが、産学連携や医産連携、技術や補助金に関することなど、どうぞお気軽にご相談ください。



●産学連携コーディネーター

菊池 正直 E-mail / kikuchi@fukushima-oa.jp

板垣 哲也 E-mail / itagaki@fukushima-oa.jp

連絡先 心くしま新産業創造推進協議会
(福島市産業創出推進室 産学連携推進係 内)
TEL/024-525-4022
FAX/024-536-2819

●医産連携コーディネーター

宇野 秀隆 E-mail / f-oa@atlas.plala.or.jp

連絡先 福島市産業創出推進室 産学連携推進係
TEL/024-525-4022
FAX/024-536-2819

○産学連携コーディネーターのこれまでの活動状況

活動の状況

- ・福島市産学連携推進事業のPR
- ・市内企業の調査、分析
- ・大学等研究機関のシーズ調査
- ・産業支援機関のネットワーク構築
- ・産学連携による新規プロジェクトの創出 など

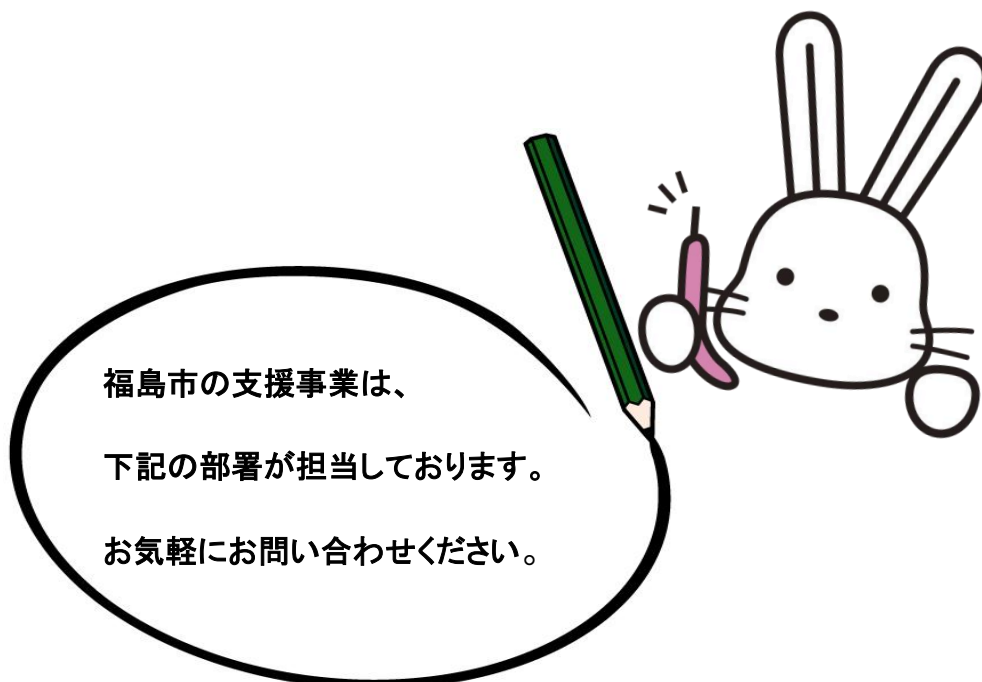
○これまでにまとめたプロジェクト

年度	No.	研究テーマ	共同研究 実施企業	大学・高専 研究機関
27	1	発泡ゴム素材を活かし防寒着・安全保護員の研究開発	㈲セサミ	福島大学
26	2	17万施設の長寿命化に向けたクラウド・ストレージ および全方向カメラを利用した接近目視点検高度化	渡辺インテック(株)	芝浦工業大学
	3	皮むき機のマーケット分析およびマーケティング戦略立案に関する研究	㈱アストラ	東北芸術工科大学
	4	工業的大量培養に必要な単細胞藻類の高密度培養・分離・乾燥に関する研究	㈱樋山コーポレート	福島大学
25	5	お土産用ふくしま阿武隈やきそばの開発・販売にかかる研究	㈱虹研	東北芸術工科大学
	6	納豆を活かした新規商品の研究開発	㈲だいもんじ食品	桜の聖母短期大学
	7	施設維持管理業務における目視点検の効率化のための位置情報活用手法の導入	渡辺インテック(株)	芝浦工業大学
	8	福島市内企業・団体のウェブサイト制作における情報公開の在り方に関する共同研究	㈱MC47WEB サービス	福島学院大学
	9	葡萄を用いた新商品開発およびデザイン試作	㈲ニューキムラヤ	東北芸術工科大学
24	10	福島市の名物である円盤餃子を主題とした弁当開発	㈱信濃屋	桜の聖母短期大学 福島大学
	11	ホウ素含有排水からのホウ素除去技術の実用化と薬剤製品化	富士技研化学(株)	山形大学
	12	パーシ機構の開発	㈱日栄工業	東北大学
23	13	省エネルギー型動作補助装置の開発	福島造機工業(株)	福島大学
	14	再生可能エネルギーを利用した発電システムの人力商品開発	アパックス通信(株)	福島大学
	15	大型コンピューター・サーバーの超L S Iの冷却装置の開発	㈱エイティック	福島大学
	16	白桃を用いたお菓子（マドレーヌ）の商品開発	㈲ニューキムラヤ	福島大学
22	17	BDF 不適廃食用油の燃料化の研究	㈱岩見	福島大学
	18	ドライアイス製造効率向上および製造機械の消費電力の削減	福島DI工業(株)	福島大学
	19	福島の食材を使用した安全、安心の弁当の共同開発	㈱信濃屋	桜の聖母短期大学
	20	新商品（お菓子）の味や食感などの嗜好も含んだトータルデザイン	㈲ニューキムラヤ	福島大学

年度	No.	研究テーマ	共同研究 実施企業	大学・高専 研究機関
22	21	ホウ素含有排水からのホウ素除去技術の開発	富士技研化学(株)	山形大学
	22	トレーニング・ウェアの標準寸法設定に関する研究	(株)クラロン	福島大学
21	23	ドライアイス製造時に放出される二酸化炭素ガスの排出抑制法の検討	福島 DI 工業(株)	福島大学
	24	BDF不純物除去精製技術の研究	(株)岩見	福島大学
	25	商品の販売促進と統一性のあるパッケージ、ネーミング作り	(有)丸滝	福島大学
	26	金属分散炭化物の燃焼特性に関する基礎研究	アイテック(株)	福島大学
20	27	燃焼時における一酸化炭素発生量を低減する炭の開発	アイテック(株)	福島大学
	28	シラスバルーンを用いた機能性材料の研究開発	丸中白土(株)	福島大学
	29	生ゴミの分解および堆肥化のメカニズムの分析・説明	(株)福良梱包	東京農工大学
	30	フッ素処理汚泥からのフッ素溶出抑制技術の研究	富士技研化学(株)	山形大学
19	31	ドット印字ヘッドのワイヤの過渡応答解析の微視的解析	(株)沖デ-システム	会津大学
	32	住環境が家族関係に及ぼす影響に関する臨床心理学的研究	(株)ウハス福島支店	福島大学
	33	熱電変換半導体を用いた自動火災報知設備感知器の試作・研究	沖電気防災(株)	いわき 明星大学
	34	マールコート(塗り壁材)の断熱評価試験および断熱性能向上へ向けた研究	丸中白土(株)	足利工業大学
18	35	バクテリアによるし尿分解と分解槽の開発	小澤工業(株)	山形大学
	36	熱電変換素子を用いたセンサー研究	沖電気防災(株)	いわき 明星大学
17	37	改良ネジキャップの製品化に関する研究	(株)宮本樹脂工業	山形大学
	38	フッ素の不溶解化、除去剤の研究および実用化に関する研究	東北交易(株)	山形大学
	39	食住害虫への忌避効果の研究	(株)福永	福島大学
16	40	ALD用高速ガス切り替えバルブの研究開発	(株)エフイーシー	東北大学
	41	トルマリンおよびイオンパウダーの防虫効果の研究	(株)福永	福島大学
	42	おから乾燥機の数値シミュレーション化	(株)アストラ	会津大学
	43	焼却灰等、微粉末に含まれるフッ素の不溶解化の確立に関する研究	東北交易(株)	山形大学
15	44	ICマテリアル「サトファイバ」を用いた複合材料の開発およびその利用技術の研究	東北自興(株)	福島大学
	45	カット野菜洗浄技術の確立	丸果中央商事(株)	福島大学
	46	水質分析技術の確立	アイテック(株)	福島大学

【× 毛】

【× 毛】



福島市の支援事業は、
下記の部署が担当しております。
お気軽にお問い合わせください。

福島市 商工観光部 商業労政課 (☎525-3720)

→ 商業の振興

// 企業立地課 (☎525-3723)

→ 企業誘致・工業団地に関すること

// 産業創出推進室 (☎525-4022)

→ 製造業の振興・産学連携の推進に関すること
ふくしま産業復興投資促進特区に関すること

// 観光コンベンション推進室 (☎525-3722)

→ 観光の振興・コンベンションの推進に関すること

// アクティブシニアセンター・アオウゼ (A・O・Z) (☎533-2344)

(平成28年4月1日現在)